

制 度 名	経営体育成関連流動化促進事業	主管課名	農地整備課 農地整備 G		
		問合せ先	029-301-4235		
目的・趣旨	将来の農業生産を担う効率的・安定的な経営体を育成するため、基盤整備事業を契機に経営体への農地利用集積を促進する				
〔対象団体〕 市町村、土地改良区等					
〔対象事業〕 経営体育成基盤整備事業、県営畑地帯総合整備事業（担い手育成型）で基盤整備を行う地区における農地集積を行うための活動、促進費用					
〔補助要件等〕					
・ 農業経営高度化計画（耕作放棄地は遊休農地利用増進土地改良整備計画書の6、7、8の該当箇所）を作成すること ・ 平成22年度迄採択地区においては、基盤整備関連経営体育成等促進計画、農業農村活性化計画に定める目標年度までに、高度経営体が一以上育成されること ・ 県営畑地帯総合整備事業（担い手育成型）においては、事業完了時に次のア、又はイのいずれかの要件を満たすこと。 ア 担い手農地利用集積率が事業採択時に20%未満の場合→30%以上等（以下省略） イ 認定農業者数の全農家戸数に占める割合が、当該地区に係る市町村等の関係機関が協議して定める担い手の育成・確保に係る目標以上、又は事業開始時に比べ30%以上増加すること ・ 高生産性農業集積促進事業を行う場合は、中心経営体集積率が目標年度までに、農業競争力強化農地整備事業等で実施する場合は55%（農山漁村地域整備交付金で実施する場合は35%、耕作放棄地は耕作放棄地面的集積率が4%）以上となること					
〔対象経費〕 担い手への農地集積を行うための活動、促進費用					
〔補助限度額等〕					
(1) 土地利用調整事業：土地利用調整活動を行う推進事業 ①受益面積60ha未満：1,200千円/年 ②60ha～200ha 未満：1,600千円/年 ③200ha以上：3,200千円/年					
(2) 耕地利用高度化推進事業：営農上の支障を解消する生産環境の維持・条件整備活動 生産基盤整備事業等の総事業費の2%					
(3) 高生産性農業集積促進事業：一定の集積増加を達成した地区に、一定割合を助成 生産基盤整備事業等の総事業費の最大12.5%（耕作放棄地は7.5%）					
〔経費負担割合〕					
区 分		国	県	市町村	その他
(1) 土地利用調整推進事業		5/10	2.5/10	(2.5/10)	(2.5/10)
(2) 耕地利用高度化推進事業		5/10	3.33/10	1.67/10	—
(3) 高生産性農業集積促進事業		5/10	3.33/10	1.67/10	—
〔令和7年度当初予算額〕 240,416 千円		〔令和7年度補助対象団体〕 下妻市外 4 市町、4 土地改良区			
〔備考〕					